亀岡市監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり通知する。

平成30年5月24日

亀岡市監査委員 関本 孝一亀岡市監査委員 山本 由美子

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

- 1 請求人
 - 住 所

氏 名

- 2 請求書の提出日 平成30年4月17日
- 3 請求の内容 (原文のまま)

亀岡市職員措置請求書

亀岡市監査委員 殿

平成 30 年 4 月 17 日

(請求の要旨)

亀岡市安町釜ケ前9番地の4に亀岡市が設置する施設は、住民の福祉を増進する目的を もってその利用に供するための公の施設である。

この施設にかかる光熱水費は、亀岡市立老人福祉センター管理業務委託契約(事実証明書1)の第6条において、亀岡地区自治会連合会がその26%を、亀岡市の請求により支払うこととされている。

ところが、平成30年4月4日に開示された公文書によって、電気代、水道代については、 亀岡市が基本料金の26%しか請求せず、従量部分を全て負担していることがわかった(事 実証明書2)。このような取り扱いは、施設の開設時から現在に至るまで続いてきたと考え られる(事実証明書3)。

平成 28 年度以前の光熱水費はすでに過小な請求に基づく額が納入されているが、本来従量部分を含めた全体額の 26%を支払わせるべきであるところとの差額が亀岡地区自治会連合会の不当利得となっている。(29 年度分は不明)

よって、請求人は、監査委員がこれらの事実について責任を有するものに対し、平成 20 年度から平成 29 年度分についての光熱水費にかかる不当利得返還請求などの必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

(請求者)

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

(別紙事実証明書)

- ①亀岡市立老人福祉センター管理業務委託契約書
- ②光熱水費の負担に関する資料
- ③亀岡市議会委員会の記録(抜粋)

事実証明書は、請求人から提出されているが、本件監査結果では添付を省略する。 また、本件請求において、請求対象とする財務会計行為の具体的な期間について、 平成30年4月24日付けで請求人宛書面により補正を求め、平成30年4月25 日付けで請求人から書面による回答を得たので補正を行った。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法(以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成30年4月17日付けをもって受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

亀岡市安町釜ヶ前9番地の4に亀岡市(以下「市」という。)が設置する施設に係る光熱水費について、市が亀岡地区自治会連合会に対し、基本料金の26%しか請求していないことは過少請求となり、不当利得となるのかどうか。

2 監査対象部局

健康福祉部

3 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき陳述の機会を与えたが、 辞退の申し出があった。また、平成30年5月2日付けで次のとおり追加の証拠 書類の提出があった。

(追加の証拠書類)

- ・平成18年度亀岡市歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書(抜粋)
- ・平成19年度~平成29年度老人福祉センター光熱水費集計表

第3 監査の結果

事実関係の確認、判断及び結論については、次のとおりである。

1 事実関係の確認

前記の監査対象事項について、関係書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取等によって監査を行った結果、事実関係は次のとおりである。

(1) 施設の概要について

名 称 亀岡市立老人福祉センター(以下「老人福祉センター」という。)

位 置 亀岡市安町釜ヶ前9番地の4

竣工 昭和50年5月27日

規模等 延床面積 601.0㎡

内訳 1階 事務室(1) 32.0㎡

事務室(2) 43.1 m²

会議室 32.0 m²

2階 大広間 105.0㎡

3階 集会室 70.4 m²

娯楽室 32.0㎡

(2) 亀岡地区自治会連合会による施設の管理状況について

祝日を除く月曜日から金曜日の平日について、基本的に8時30分から 17時まで、事務室(1)に管理人が1人常駐している。管理人について は、施設利用者の安全管理や施設管理を行っている。

(3) 施設の利用状況について

平成29年度の施設の使用状況は、平成29年度老人福祉センター管理業務

報告書によると、43団体延べ23,849人、4,740時間の利用となっている。

(4) 亀岡地区自治会連合会が負担した光熱水費について

平成20年度から平成29年度までの施設の設置者である市が支出している老人福祉センターに係る光熱水費と管理業務に伴う経費として亀岡地区自治会連合会へ請求し、徴収している額は次のとおりである。

(単位:円)

	光熱水費(市歳出)				自治会連合会の
	電気	上下水道	ガス	=	光熱水費負担分
	电风	上下小坦		司	(市歳入)
平成29年度	1,323,380	168,885	17,258	1,509,523	147,086
平成28年度	1,252,145	162,828	17,258	1,432,231	147,086
平成27年度	1,244,370	157,933	17,258	1,419,561	147,086
平成26年度	1,284,021	149,570	17,258	1,450,849	146,950
平成25年度	1,249,302	142,526	17,200	1,409,028	143,112
平成24年度	1,097,794	131,121	31,920	1,260,835	145,629
平成23年度	1,094,654	132,602	15,960	1,243,216	141,479
平成22年度	1,078,772	132,866	15,960	1,227,598	146,795
平成21年度	979,217	134,568	15,960	1,129,745	145,839
平成20年度	979,095	119,910	0	1,099,005	132,366

(5) 亀岡地区自治会連合会に対する光熱水費の徴収について

- ア 亀岡地区自治会連合会の光熱水費負担分については、老人福祉センター管理業務委託契約書第6条に「受注者(亀岡地区自治会連合会)は、亀岡地区自治会連合会及び亀岡財産区管理会が使用した光熱水費(電気、ガス、上下水道代)負担分として、その26%を発注者(市)の請求により支払うこととする。」と規定されている。
- イ 同契約書第6条に基づき、負担按分により、市が亀岡地区自治会連合会 に請求をしている。請求額については、電気料金及び上下水道料金は基本 料金の26%とガス代使用料の26%の合計額となっている。
- ウ 光熱水費の請求に係る決裁文書は、平成26年度以前は不存在のため、 施設使用当初から光熱水費の支払いがあったのかは不明である。

(6) 行政財産使用許可に伴う光熱水費に係る根拠法令等について

老人福祉センターは、老人福祉の増進を図ることを目的に設置された行政財産である。行政財産の利用に係る光熱水費の取扱いについては、法令等で具体的に定められたものはない。市においても、行政財産の使用に伴う光熱水費の取扱いについて定められたものはない。よって、光熱水費の徴収やその金額の算定方法については、裁量で行うことができるものであり、老人福祉センターの光熱水費については、亀岡地区自治会連合会と協議の上、按分計算にて徴収を行っている。

(7) 返還請求の時効について

本件に係る不当利得返還請求権については、地方自治法第236条第1項ではなく、民法第167条第1項の規定が適用される。したがって、債権の消滅時効の期間は10年となる。

2 判断

前記の事実関係等を踏まえ、本件監査は次のとおり判断する。

老人福祉センターの施設管理の一部については、亀岡地区自治会連合会に業務 委託し管理を行っている。

管理業務委託契約において、亀岡地区自治会連合会、亀岡財産区管理会(以下「亀岡地区自治会連合会等」という。)が管理業務委託契約に基づく業務を履行する際に使用した光熱水費として、亀岡地区自治会連合会等が管理業務を行う際に使用することが想定される床面積により按分して相当額を負担することとされている。

しかしながら、亀岡地区自治会連合会等が実際に管理業務を行う際の施設全体の利用状況(利用室の規模・利用頻度・利用時間)等を勘案すれば、管理業務委託契約が定めるように想定される床面積のみにより按分した場合には、亀岡地区自治会連合会に対して、亀岡地区自治会連合会等が本来の使用した実費を超える過度の負担を求めることになる。

そこで、亀岡地区自治会連合会の負担額の算定にあたっては、電気料金及び上下水道料金については基本料金の26%とすることで双方合意し、市は、支出負担行為となる契約締結決裁において意思決定している。

したがって、市が、亀岡地区自治会連合会に対し、管理業務委託契約に定める とおりに光熱水費を請求しないこと自体は違法不当とはいえない。

これに対し、請求人は管理業務委託契約書第6条について、26%とする負担 割合の対象額を従量料金も含むものとの解釈により、実際の請求額が過少である と主張しているが、管理業務委託契約書における光熱水費の負担額に関する規定 は、亀岡地区自治会連合会等が実際に管理業務を行う際の施設全体の利用状況等 を勘案して、実際に業務を履行する際に使用していた光熱水費の実費を超えるこ とが判明した場合に、市と亀岡地区自治会連合会が本来実費として合理的に想定 される金額を協議し、委託契約書締結決裁において負担割合の算定対象を基本料 金と条件変更することは、法令等により禁止されるものではない。

むしろ、公の施設の使用料については、条例に規定すべきものであり、利用に係る光熱水費については、使用料決定の際の原価に含まれるのが一般的であるが、管理業務に際して生じる光熱水費については、利用に際して生じる光熱水費とは異なるものであるから、管理業務としての利用実態に見合う実費相当の応分負担を求めることは、公平性の観点から一定合理性が認められる。施設の特性上、個別の従量メーターの分離や契約の分離ができない以上、応分の負担については実際の利用状況に照らした合理的な負担割合を算定し、双方が合意することが求められる。そして、請求人提出の事実証明書②「光熱水費の負担に関する資料」で「ガス代は使用料金の26%とし、電気代及び上下水道代は基本料金の26%とする。」と記されていることから、当事者双方の合意により管理業務委託契約書第6条の規定から条件変更がなされていることは明らかである。

したがって、当事者双方の合意により管理業務委託契約書第6条の規定から合理的な負担額に条件変更がなされていることから、亀岡地区自治会連合会に対する光熱水費の請求額が過少であるとはいえない。

3 結論

以上のことから、本件請求について次のとおり判断する。

平成20年度から平成29年度までの光熱水費について、亀岡地区自治会連合会に不当利得返還請求などの必要な措置を講じるよう勧告することを求めるという請求は、本件請求に係る光熱水費の請求額が過少とはいえず、また、亀岡地区自治会連合会が不当利得を得ているとはいえないため棄却する。